



3. 企業名称権と先行の企業名称権との間の  
衝突は不正競争を構成するか否かに関する  
認定  
おわりに

## はじめに

本事件は、最高裁判所により「2015年度中国裁判所50件典型的知的財産権事例」に収録された事件である。当該事件において、裁判所は、企業名称権と商標権、企業名称権と企業名称権との間の衝突及び不正競争を構成するか否かについて、深い分析を行ない、一審に対する二審の反転を通じて、上述の衝突及び関連認定に対してより深い認識を得ることができた。現在、一部の人は、チャンスを狙う目的で常に「ブランドのただ乗り」行為を行っている。彼らは他人の企業商号（特に知名商号の場合）又は他人の商標（特に著名商標の場合）を企業商号として自社の企業名称を登録申請することにより、不正な目的に達しようとしているが、当該行為により発生する争議及び紛争も少なくない。中国「商標法」と「不正競争防止法」では、商標権と企業名称権との間の衝突について、いずれも規定しているものの、関係部門と各利益主体の認識、理解と要望が一致しかねている。したがって、当該問題は現在に至るまで未だ妥当かつ根本的に解決されていない。本文では具体的な事例及びそれに対する分析を通じて当該問題の解決に少しでも役立つよう期待する。

## I 事件の概況

### 1. 基本情報

当事者の情報

一審原告（二審上诉人） 中粮集团有限公司

一審被告1（二審被上诉人1） 桐城市中粮福潤肉業有限公司

一審被告2（二審被上诉人2） 安徽海一郎食品有限公司

判決の情報

一審 安徽省安慶市中等裁判所（2014）宜民三初

字第00070号民事判決

二審 安徽省高等裁判所（2015）皖民三終字第00065号民事判決

### 2. 事件の経緯

中粮集团有限公司（以下「中粮グループ」という）は、1949年に設立し、数十年の発展を経て、世界トップ企業500社に入り、中国の農産物、食品分野における多元化の製品とサービス供給者としてその先頭に立っている。2005年12月30日、中粮グループが第35類輸出入代理役務について登録した商標「中粮」は、国家工商総局商標局により著名商標として認定された。しかも、中粮グループは1998年に第29類について、登録番号がそれぞれ1185323と5669057である商標「中粮」を登録した。

桐城市中粮福潤肉業有限公司（以下「福潤社」という）は、2009年8月20日付で安徽省桐城市工商行政管理局での登録登記を経て設立しているが、その事業範囲は、家禽類の屠畜初期処理等である。安徽海一郎食品有限公司（以下「海一郎社」という）は、2009年5月4日付で登録・設立しているが、その事業範囲は家禽類の屠畜初期処理、表面冷凍肉の分割・初期処理等である。福潤社と海一郎社は関連会社で、両社は前後して自社の製品マニュアル及び公式サイトにおいて、次のとおり述べている。「海一郎社は、中粮福潤肉業投資持主企業の中の一社として、中粮肉業社が中国中部で設置された最大の家禽類屠畜加工工場でもあり、同社は5年間の品質管理と絶え間ない努力を経て、当地政府及び関連権威部門の認可と肯定を得ている。海一郎社は、中粮肉業社の豊富な資金の実力、専門経営販売人材と成熟されたブランドの運用管理経験等の資源優位を借りることにより、畑から食卓までの真新しい健康食品の生産に尽力している。」

中粮グループは、中粮福潤社が自社の許諾を得ずに、会社名称の中に自社が登録商標権を有し、かつ、極めて高い知名度を有する文字「中粮」を使用し、海一郎が無断で自社の商標及び企業商号を使用することは、需要者と公衆に福潤社、海一郎社の市場主体及び商品の出所に対する混同をもたらし、それに、ウェブサイトと製品の宣伝の中